

分野別計画（素案）

【健康・福祉】

施策 1：子育てしやすい都市の実現

施策 2：高齢となっても暮らしやすい都市の実現

施策 3：誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

施策 4：心身ともに健康で活力に満ちた社会の創出

施策 1：子育てしやすい都市の実現

1. 現状と課題

- ・ 急速な少子化の進行に伴い、本格的な人口減少社会が到来する中、本市の出生数は、平成 18 年以降、約 1.1 万人台で比較的安定した推移を示しています。今後は、出生数をいかにして維持・増加させていくのが重要な政策課題の 1 つであると言えます。
- ・ 市内の保育所整備を推進しているものの、保育所入所申込み者数が増加しており、待機児童の解消までには至っていない状況となっています。今後も国の制度改革等に対応しつつ、保育環境の向上を図ることが必要となっています。
- ・ 市内の放課後児童クラブ入室児童数及び施設数は、平成 17 年以降、一貫して前年を上回っています。しかし、利用児童数の増加ペースに施設の整備が追い付いていない状況が課題となっています。
- ・ 全国的に世帯の小規模化や地域社会における人間関係の希薄化などによって、親が子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれています。本市の児童相談所における児童相談の件数は、概ね一貫して増え続けており、特に児童虐待に係る相談は著しく増加しています。
- ・ 今後の子どもの数の推移や子育て家庭のニーズを十分に見極め、市と事業者の適切な役割分担のもと、各種子育て支援サービスのハード・ソフト両面での充実が必要となっています。
- ・ 安心して妊娠・出産ができ、自信を持って子育てに取り組み、また、子どもたちが、心身共に健やかに成長できるよう、母子保健サービスの提供や地域ぐるみで子育てを支援する体制を強化する必要があります。

グラフや図表を配置予定

2. 目指す方向性

すべての子どもが、その個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、子どもの幸せと命の尊さを第一に考える、地域社会の実現を目指します。

3. 成果目標

成果指標	現状値	目標値	
		H28	H32
子育てしやすいまちだと感じる市民の割合	64.9% (H24) ※1	70%	75%
地域の子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合	70.5% (H24) ※1	75%	80%
合計特殊出生率について、本市と大都市平均との比較（本市／大都市平均＊100） ※2	0.98 (H23)	1.0	1.1

※1 平成24年度次期基本計画の策定に向けた市民アンケート調査（市企画調整課）において「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた市民の割合

※2 大都市とは、政令指定都市及び東京23区を指す。

4. 施策展開

（1）安心できる妊娠・出産と母子の健康づくり

- ・妊娠、出産期において、安心して子どもを生み育てることができるように、妊産婦や家族の不安や悩みを解消または軽減するための環境を整えるとともに、不妊に対する支援策の充実を図ります。
- ・子育てをしている家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの病気に対する医療給付などの支援を行うとともに、健康支援体制の充実を図ります。

（2）未来を担う子どもの支援、参画の推進

- ・社会的な支援を必要とする子どもが、気軽に相談やアドバイスを求めることができる体制を整備するとともに、虐待の防止・予防や早期発見、早期対応など切れ目のない総合的支援の充実を図ります。
- ・遊びを通じて自立心や自己肯定感を育む機会を提供することで、次代を担う子どもの参画意識の醸成を図ります。

（3）家庭と地域の子育て力の向上

- ・子ども・家庭、地域を取り巻く課題に総合的に取り組み、子育てを支援する仕組みづくりを進めます。
- ・子育てに関する負担感や不安感を少なくするために、子育て支援拠点の整備や子育てに関する情報提供の充実など、多様なニーズに対応できる様々な子育て支援施策の充実を図ります。
- ・市民・事業者・行政の連携を推進する子育て支援ネットワークの充実を図るとともに、子育て相談や子育て家庭の交流機会の充実や、身近な場所で子育てを楽しく行える環境づくりに取り組みます。

施策 2：高齢となっても暮らしやすい都市の実現

1. 現状と課題

- ・ 本市は、いわゆる団塊の世代の人口分布が多くなっていることから、今後急激に高齢化率が上昇することが予測されます。また、市内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後、更なる増加が見込まれます。
- ・ 本市の要支援、要介護の認定者数については、一貫して前年度を上回る状況が続いていますが、健康寿命も延伸しており、元気で活動的な高齢の方々も増加してきています。
- ・ 国では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「介護」「生活支援サービス」「予防」「住まい」「医療」を切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を平成37年までに構築することとしています。
- ・ 本市では「支え合いのネットワークづくり」として、市民、特に高齢の方々の協力を得て、地域の共助の仕組みを強化する必要があります。また、「地域包括ケアシステム」に、「長寿慶祝」「活躍の場づくり」を加えた総合的な施策体系により、相互に連携して効果を発揮するような体制を構築する必要があります。

グラフや図表を配置予定

2. 目指す方向性

誰もが自立と尊厳を保ちつつ、住み慣れた地域で安心して長生きできる、支え合いとふれあい豊かな活力あるまちを目指します。

3. 成果目標

成果指標	現状値	目標値	
		H28	H32
困った時に相談できる人が身近にいると感じる市民の割合	68.7%(H24) ※1	70%	72%
地域・ボランティア活動や趣味を楽しむ等、生きがいをもって活動している高齢者の割合	60.0%(H24) ※2	63%	66%

※1 平成24年度次期基本計画の策定に向けた市民アンケート調査（市企画調整課）において「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※2 同上。ただし、65歳以上の方のみ。

4. 施策展開

(1) 高齢の方々の活躍の場づくり

- ・長寿を尊ぶ地域社会の実現を図るとともに、高齢者が毎日生きがいを持って楽しく過ごすことができるように、日頃からの健康づくりや介護予防活動の支援と活躍できる場や機会の確保に取り組みます。
- ・様々な知識や経験を培ってきた高齢者の自発性を十分に尊重し、活動的で社会貢献意欲の高い高齢者が主に支える側として支え合いのネットワークに参加できるよう、高齢者が活躍できる場や機会の確保に取り組みます。

(2) 高齢の方々が安心して快適に暮らせる都市づくり

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者一人ひとりの意向や生活状況に応じた支援を行う各種サービスを組み合わせて、介護者への支援も含めた総合的な支援に取り組みます。
- ・介護を必要とする高齢者が自分にあった介護サービスを利用できるように、中でも、居宅サービスの量的確保と質の向上、サービス多様性等に向けた取組を進め、在宅での暮らしの可能性拡大を図るなど、介護サービスの充実を図ります。また、医療と介護の連携体制の強化を図ります。

施策 3：誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

1. 現状と課題

- ・ 本市の障害者の数については、身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数とも一貫して増加傾向にあります。
- ・ ノーマライゼーションの理念に基づく環境整備など、障害福祉施策に対する市民の期待が高まってきたことから、本市では政令指定都市初となる「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)」を平成 23 年 4 月より施行しています。障害のある人に対する差別や偏見を無くし、不当な制約を受けないようにするためには、障害に対する正しい理解を促進することが必要となっています。
- ・ 今後も、国の制度改正等に対応しつつ、関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害のある人が必要とする適切なサービス提供の確保が課題となっています。
- ・ 特に、障害のある人が地域で自立して生活できる環境の整備(障害のある人の権利の擁護の推進、各種サービスの提供による日常生活への総合的な支援の推進、ライフステージを通じた就学・就労への切れ目のない支援の充実)が必要となります。

グラフや図表を配置予定

2. 目指す方向性

誰もが権利の主体として互いに尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会を目指します。

3. 成果目標

成果指標	現状値	目標値	
		H28	H32
地域の中で、障害に対する理解が深まってきていると感じる市民の割合	40.4% (H24) ※1	60%	80%
施設入所支援支給決定者数の削減率（基準年：H17）	2.6% (H23)	12%	14%
入院（一年未満）した精神病患者の退院率	68.2% (H23)	80%	85%
障害者の一般就労者数	140人 (H23)	150人	150人

※1 平成24年度次期基本計画の策定に向けた市民アンケート調査（市企画調整課）において「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

4. 施策展開

（1）障害のある人の権利の擁護の推進

- ・ 障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、障害のある人に対する理解を深めるため、各種啓発活動を推進します。また、障害のある人への虐待を防止するための取組を進めます。
- ・ 成年後見制度などの利用を支援しながら、障害のある人の権利や利益の保護に取り組めます。

（2）障害のある人が地域で安心して生活できる都市づくり

- ・ 障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、市の機関が相互に連携し、障害のある人に対する地域生活の総合的な支援に取り組めます。
- ・ 障害のある人に対する支援体制の整備や課題解決に向けた検討を行う体制を整えるとともに、関係分野間の連携や民間団体との連携の強化を図ります。

（3）障害のある人の自立と社会参加の仕組みづくり

- ・ 意思疎通や情報取得が困難な障害のある人に対して、それぞれの障害の特性を理解した上で、必要な配慮を行いながら各種施策を推進します。また、災害など緊急時に必要な支援に取り組めます。
- ・ 就労支援やバリアフリー空間の整備、外出や移動の支援など、障害のある人が生きがいをもって生活ができるための各種支援を、それぞれの障害の特性を理解した上で取り組めます。

（4）生涯にわたる発達の支援

- ・ 障害のある人に対する全てのライフステージを通じた、一貫した切れ目のない支援に取り組めます。
- ・ 障害のある人が必要とする教育と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育の実施に取り組めます。

施策 4：心身ともに健康で活気に満ちた社会の創出

1. 現状と課題

- ・ 本市の死亡統計（平成 22 年）による主な死因として、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病が死因全体の約 6 割を占めています。
- ・ 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進のため、乳幼児から高齢者にいたるまで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりと各種健康診査・検診の受診率向上への取組が重要な課題となります。
- ・ 本市の人口 10 万人当たりの一般病床数は 420.3 床（平成 23 年）であり、政令指定都市 19 市中で最も少ない状況にあります。
- ・ 市民意識調査（平成 23 年）では、「地域医療」に係る市の施策や事業に対する満足度は不満（25.1%）が満足（7.1%）を大きく上回る結果となっています。
- ・ 人口動態統計によると、本市では自殺死亡者数が平成 19 年から平成 22 年まで死因別死亡順位の第 5 位となっており、特に 15 歳から 44 歳では死因別死亡順位の第 1 位となっています。
- ・ 社会とのつながりが希薄化する中で、自殺等のリスクとなる社会からの孤立化を防ぐため、家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による、きめ細やかな対策の推進が必要となります。

グラフや図表を配置予定

2. 目指す方向性

市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組み、地域社会で支えることで健康寿命の延伸を図り、地域医療体制の充実と生活衛生・食品の安全性の向上に取り組むことで、健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指します。

3. 成果目標

成果指標	現状値	目標値	
		H28	H32
自分が健康だと感じる市民の割合	80.2% (H24) ※1	80.2%	80.2%
「かかりつけ医」を持っている市民の割合	61.6% (H24)	65%	70%
食品関係営業者の衛生向上率 ※2	50% (H24)	55%	55%

※1 平成24年度次期基本計画の策定に向けた市民アンケート調査（市企画調整課）において「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※2 監視指導の結果、前回より衛生状態が向上した食品関係施設の割合

4. 施策展開

（1）健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現

- ・ 多様化する保健福祉ニーズに対応するため、関係機関の連携体制の強化を図りながら、保健、医療、福祉のサービスを総合的に提供する体制の整備を進めます。
- ・ 誰もが心豊かに暮らすことができる、ソフト・ハードの両面のバリアフリー化を進めます。

（2）地域における主体的な健康づくりの推進

- ・ 地域とともに一人ひとりに取り組む健康づくりを支援・促進し、健康寿命の延伸実現を目指します。
- ・ 心身ともに健康的な生活ができるよう、市民一人ひとりがライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりや食育に取り組みます。
- ・ 互いに支え合いながら、かけがえのない命を大切にし、社会とのつながりを保つことができる地域社会の実現に向けて、こころの健康づくりに関する啓発や相談体制等の充実に取り組みます。

（3）安心して暮らせる地域医療体制の充実

- ・ 市民の暮らしの安心安全を確保するため、各医療機関の機能連携と機能分担を明確にししながら、効率的な地域医療体制の充実を図ります。
- ・ 市民が必要とする医療に関する情報提供サービスや各種相談事業を充実します。

（4）生活衛生と食品の安全性の向上

- ・ 衛生的な生活環境の確保に取り組み、また食品関連施設の監視指導や食品検査、市民への情報提供の充実に努め、食の安全確保を図ります。

【健康・福祉の分野】（仮称）皆さんも取り組んでみませんか？

市民、団体、事業者などの方々とともに、より良いまちをつくっていきたいと考えています。

ここでは、本計画の検討に当たり開催した市民ワークショップでのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつか紹介します。

施策1 子育てしやすい都市の実現

- 1 子どもと一緒に過ごす時間を大切にするとともに、幼稚園や保育所等の行事、子育てサークルなどに家族や友人を誘って参加する。
- 2 子どもの安全確保や子育て世帯の孤立防止のため、地域で見守りを行う。また、児童虐待などに気づいたときは、児童相談所等の専門機関へ通報する。
- 3 事業者は、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上、子育て環境の整備など働きやすい環境づくりに努める。

施策2 高齢となっても暮らしやすい都市の実現

- 1 近所や地域で、高齢者やその家族などへの声掛け、見守り、手助けをする。
- 2 高齢者は、これまで培ってきた様々な経験・知識・技術等を地域社会に還元するよう心掛ける。

施策3 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

- 1 障害のある人やその家族が地域で孤立しないよう、障害の特性を理解した上で交流し、助け合いながら生活する。
- 2 事業者は、障害のある人の雇用に努める。

施策4 心身ともに健康で活力に満ちた社会の創出

- 1 日常生活の改善（手洗いやうがい、咳エチケット、1日1時間の軽い運動、就寝前の飲食を控えること等）から始める。
- 2 自らの健康に関心を持ち、家族や友人と一緒に、または地域や会社ぐるみで健康づくりに取り組む。
- 3 定期的に健康診断やがん検診を受診するとともに、かかりつけ医を持つ。